

令和元年5月26日

原宿一丁目町会規約

原宿一丁目町会規約目次

第1章 総則

第1条 名称、事務所、区域

第2条 目的

第3条 事業

第2章 会員、会費

第4条 会員

第5条 賛助会員

第6条 入会

第7条 会費

第8条 会費徴収

第9条 退会

第10条 会員の個人情報

第3章 組織、役員

第11条 組織

第12条 役員

第13条 役員職務

第14条 役員選任、任期

第15条 役員解任

第4章 総会

第16条 総会の構成、招集

第17条 総会の種類

第18条 総会の議長、総会付議事項の議決

第19条 総会付議事項

第5章 役員会

第20条 役員会の構成、招集

第21条 役員会の種類

第22条 役員会の議長、役員会審議事項の議決

第23条 役員会審議事項

第6章 会計

第24条 経費

第25条 事業計画及び予算

第26条 事業報告及び決算

第27条 事業年度及び会計年度

原宿一丁目町会規約附則

附則1 原宿一丁目町会規約制定日及び改正日

附則2 町会事務所、町会区域

附則3 慶弔、見舞、顕彰

附則4 個人情報の取扱い

附則5 部及び事務局の業務及び職務分掌

以上

原宿一丁目町会規約

第 1 章 総則

(名称、事務所、区域)

第 1 条 本町会の正式名称は「原宿一丁目町会」(以下本町会)と称し、事務所を会長宅に置く

本町会の区域は、東京都渋谷区神宮前 2 丁目及び 3 丁目の一部とする【附則 2】

(目的)

第 2 条 本町会は、区域住民の相互扶助、連携、親睦を深め、住みよく安全で安心して暮らせる地域社会の維持・発展及び町会活動の活性化を図ることを目的とする

(事業)

第 3 条 本町会は、前条の目的を達成するため次の各号事業を行なう

- 1) 町会の向上発展、活性化に寄与する事業
- 2) 区域住民の相互扶助、連携、親睦に関する事業
- 3) 防災、防火、防犯及び交通安全に関する事業
- 4) 保健、衛生、防疫、環境美化に関する事業
- 5) 社会福祉、健康増進に関する事業
- 6) 文化、芸術、体育、レクリエーションに関する事業
- 7) 青少年団体、婦人団体、その他町会親睦団体に関する事業
- 8) 広報活動に関する事業
- 9) 行政官庁、関係機関との連携調整に関する事業
- 10) 本町会の会員の慶弔、見舞、顕彰に関する事業【附則 3】
- 11) その他本町会の目的事項に必要と認められる事業

2 本町会は、地域の自治組織であり、町会が行なう事業活動は前条の目的を達成するための地域的社会活動であることから、特定の政党及びその他の団体又は個人に与ることなく、会員の自発的共同自治の精神に基づき運営される

第 2 章 会員、会費

(会員)

第 4 条 本町会の会員は、本町会の区域の住民をもって構成する 但し、区域外の住民が会員になることを妨げない

2 反社会的な活動等を行なう団体及び個人は会員になることが出来ない

(賛助会員)

第5条 本町会の区域外の住民、本町会の区域内外の法人、団体、組合、その他の組織(会社、商店など)は賛助会員となる事が出来る

2 賛助会員は会員と同様の権利義務を有するものとする

(入会)

第6条 本町会に入会しようとする者は、会長宛てに入会申込書を提出しなければならない

(会費)

第7条 本町会の会費は1世帯月額1口200円とし1口以上、賛助会員は1口200円とし1口以上とするほか、法人、団体、組合その他の組織は2口以上とする
但し、会員会費、賛助会員会費の加入口数に関わらず議決権は1とする

2 新規会員の会費は、入会当月から発生するものとし日割り計算は行なわない

3 退会者から事前に徴収した会費は原則として返却しない

(会費徴収)

第8条 会員からの会費の徴収は、役員会で選任された町会費徴収員が分担して行なうものとする

2 緊急に資金を必要とするときは、役員会決議を経て臨時会費を徴収することが出来る

(退会)

第9条 本町会を退会しようとする者は、会長宛てに退会届を提出しなければならない。但し、会員が次の各号の何れかに該当するときは、退会したものとみなす

1)住所を区域外に移し連絡が取れないとき

2)会員が死亡又は失踪宣言を受けたとき

3)会員に犯罪、反社会的活動、公序良俗違反、本町会に損害を与えるなど、相応しくない行為があった場合は、総会において除名を決議することが出来る

(会員の個人情報)

第10条 本町会が保有する会員の個人情報は適正に取り扱い、町会活動においては個人情報の保護に努めるものとする【附則4】

第3章 組織、役員

(組織)

第11条 本町会に次の組織を置く

1)会計部

2)総務部

3)防犯部

4)防火防災部

5)保健衛生部

6)青少年部

- 7)交通部
- 8)文化厚生部
- 9)婦人部
- 10)広報部
- 11)体育部
- 12)まちづくり部
- 13 環境美化部
- 14)未来企画部
- 15)事務局

2 各部及び事務局の業務及び職務分掌は別に定める【附則 5】

(役員)

第 12 条 本町会に次の役員を置く

- 1)会長 1 名
- 2)副会長 若干名
- 3)部長 1 5 名
- 4)事務局長 1 名
- 5)会計監査 2 名
- 6)副部長 各部若干名
- 7)副事務局長 若干名
- 8)顧問 若干名
- 9)参与 若干名

(役員 of 職務)

第 13 条 役員は次の各号職務を遂行する

- 1)会長は、本町会を代表し、会務を統括する
- 2)副会長は、会長を補佐するとともに会務を分掌し、部長、副部長を総括し、会長に事故あるときは、副会長の互選によりその職務を代行する
- 3)部長は、本規約第 3 条に定める事業のうち各部に分担された事業を管理運営するものとする【附則 5】
- 4)事務局長は、本規約第 3 条に定める事業のうち事務局に分担された事業を管理運営するものとする【附則 5】
- 5)会計監査は、会計書類、帳簿、現預金出納管理等を監査する
- 6)副部長は、部長の業務執行を補佐する
- 7)副事務局長は、事務局長の業務執行を補佐する
- 8)顧問は、町会の各事業運営に関する知見を開示・助言をするものとし、必要に応じ役員経験者から選任する
- 9)参与は、町会の求めに応じ、知見を開示・助言するものとし、必要に応じ外部の有識者から選任する

(役員 of 選任、任期)

第 14 条 役員は総会において選任するものとし、任期は 2 年、再任を妨げない但し、

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする
2 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする

(役員解任)

第 15 条 役員に犯罪、公序良俗違反、本町会に損害を与えるなど、相応しくない行為があった場合は、総会における議決を経て解任、除名することが出来る

第 4 章 総会

(総会の構成、招集)

第 16 条 総会は、本町会の会員を以って構成するものとし、会長が招集する

(総会の種類)

第 17 条 総会は、毎年 1 回 5 月に開催される通常総会のほか、会長が必要と認めるとき、又は複数の役員が会議の目的事項を提示して請求があったときに開催される臨時総会とする

(総会の議長、総会付議事項の議決)

第 18 条 総会の議長は会長が務めるものとし、総会付議事項の議決は出席会員の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数の場合は、議長が決するところによるものとする

(総会付議事項)

第 19 条 総会は次に掲げる事項を付議し、議決する

- 1) 事業計画、事業報告に関する事項
- 2) 予算、決算に関する事項
- 3) 役員を選任、解任に関する事項
- 4) 重要な規約等の制定、改廃に関する事項
- 5) 重要な資産の売買、譲渡等に関する事項
- 6) その他町会活動に関する重要事項

第 5 章 役員会

(役員会の構成、招集)

第 20 条 役員会は本規約第 12 条に定める役員をもって構成し、原則として毎月第 4 水曜日に開催するものとし、会長が招集する

(役員会の種類)

第 21 条 役員会は、毎月第 4 水曜日に開催する定例役員会のほか、会長が必要と認めるとき、又は役員が会議の目的事項を提示して請求があったときに開催される臨時役員会とする

(役員会の議長、役員会審議事項の議決)

第 22 条 役員会の議長は会長又は副会長が務めるものとし、役員会審議事項の議決は出席役員員の過半数をもって決するものとする。但し、可否同数の場合は、議長が決するところによるものとする

(役員会審議事項)

第23条 役員会は次に掲げる事項を審議し、議決する

- 1)総会において付議すべき事項
- 2)総会において議決された事項の運営、執行に関する事項
- 3)各部の事業計画、事業報告に関する事項
- 4)各部の予算、決算に関する事項
- 5)役員職務、選任、解任に関する事項
- 6)規約等の制定、改廃に関する事項
- 7)資産の売買、譲渡等に関する事項
- 8)その他町会活動に関する事項

第6章 会計

(経費)

第24条 本町会の経費は、会費、寄付金、補助金及び雑収入をもって充てるものとし、経費の支弁は収支予算に定めるところによる

2 経費の出納は会計伝票によるものとし会計部長の証印を要するものとする

(事業計画及び予算)

第25条 本町会の事業計画書・収支予算書は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会に付議し議決されなければならない

(事業報告及び決算)

第26条 本町会の事業報告書・収支決算書は、毎事業年度ごとに会長が作成し、会計監査を受けた後、総会に付議し議決されなければならない

(事業年度及び会計年度)

第27条 本町会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする

以上

令和元年 5 月 26 日

原宿一丁目町会規約附則

附則 1. 原宿一丁目町会規約(以下「本規約」という)は令和元年 5 月 26 日から施行する

本規約制定	昭和 31(1956)年制定(町会設立時に制定)
第 1 回改正	平成 22(2010)年 5 月 23 日 一部改正
第 2 回改正	平成 24(2012)年 5 月 20 日 一部改正
第 3 回改正	令和 元(2019)年 5 月 26 日 全面改正

附則 2. 本規約第 1 条の町会事務所と町会区域は以下のとおりとする

1)町会事務所

原宿一丁目町会会長宅

2)町会区域

東京都渋谷区神宮前 2 丁目 1～8・(17)

東京都渋谷区神宮前 3 丁目 1・(6)・7・8・18・29～42

附則 3. 本規約第 3 条 10)の慶弔、見舞、顕彰に関し以下のとおり定める

- 1)死亡弔慰金 会員及びその同居親族が死亡したとき 5,000 円
- 2)功 勞 金 町会活動等に著しい功績があったとき 5,000 円
- 3)その他、慶弔金、功労金、祝金、見舞金を支給すべき事由又は顕彰すべき事由が発生した場合は、役員会において支給方法・金額、顕彰方法等を決定する

附則 4. 本規約第 10 条に定める会員の個人情報に関し以下のとおり定める

原宿一丁目町会における個人情報の取扱

- 1) 本町会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において個人情報の保護に努めるものとする
- 2) 個人情報は「入会申込書」「町会員名簿」など町会長に提出提示された、会員の氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・家族構成その他必要とされる情報で会員の同意を得た事項とする
- 3) 会員は提出提示し同意した個人情報につき、会員の事情によりいつでもその同意を取り消すことが出来る
- 4) 個人情報は、町会運営管理、会費徴収、緊急時・災害時の連絡等にのみ使用するものとする
- 5) 個人情報は次にあげる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない

- ①法令に基づく場合
- ②生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- ③公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要な場合

附則 5. 本規約第 11 条に定める部及び事務局の業務及び職務分掌を以下のとおり定める

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| 1)会計部 | 本規約第 6 章に定める事項及び予算、決算、計算書類、帳簿、現預金出納管理等の会計事務 |
| 2)総務部 | 総会、掲示板管理、慶弔品配布、新年会初詣、共同募金、ボランティア保険、役員会、規約関係 |
| 3)防犯部 | 防犯協会、防犯警察行事、防犯パトロール、歳末特別パトロール、婦人防犯、ふれあい協議会、原宿パートナーシップ、地域安全の集い、防犯カメラ |
| 4)交通部 | 交通安全運動、交通安全協会、交通警察行事、地域安全の集い、ふれあい協議会 |
| 5)防火防災部 | 区総合防災訓練、水防訓練、地区防災訓練、歳末火の用心、避難所・防災設備機器備品点検、防災会 |
| 6)青少年部 | 児童生徒青少年の健全育成、ラジオ体操、入学祝い品配布、子ども火の用心 |
| 7)婦人部 | 日本赤十字(募金・分団総会・三部会・奉仕団・バザー・聖明園)、女子会、神宮前食事会、観劇観賞会 |
| 8)広報部 | 総会だより、原一通信、ホームページ運営 |
| 9)保健衛生部 | 保健衛生防疫、ゴミ袋・ネズミ駆除剤・防虫剤配布 |
| 10)文化厚生部 | 観桜会、バス旅行、盆踊り、例大祭余興、観劇会 |
| 11)体育部 | 地区体育会運動会、ソフトボール大会、ボウリング大会、渋谷表参道ウイメンズラン、ハイキング |
| 12)環境美化部 | 統一美化(落書消し・花苗植え・一斉清掃・放置自転車対策)、資源リサイクル、美化推進委員会総会 |
| 13)まちづくり部 | 地域まちづくり協議会(原宿神宮前・千駄ヶ谷)、自転車対策分科会、原宿駅及び明治神宮周辺整備分科会 |
| 14)未来企画部 | 町会の活性化、会員勧誘パンフレット、会員勧誘イベント、将来問題対応 |
| 15)事務局 | 総会及び役員会の事務局、事業運営に付帯する業務、外部団体、渋谷区、警察、町会連合会、熊野神社奉納、商店会、学校等々との連絡・調整・協力 |

以上